

令和7年度 第1回文京区児童福祉審議会 会議録

日時 令和7年4月23日（水）午後6時30分から午後8時30分まで

場所 区民会議室C（文京シビックセンター5階）

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 区長挨拶
- 3 委員の委嘱
- 4 委員紹介 【資料第1号】
- 5 区関係者紹介 【資料第2号】
- 6 文京区児童福祉審議会の会議運用等について（案） 【資料第3号】
- 7 文京区児童福祉審議会について
 - (1) 文京区児童福祉審議会条例 【資料第4号】
 - (2) 文京区児童福祉審議会条例施行規則 【資料第5号】
- 8 議 事
 - (1) 委員長・副委員長選出
 - (2) 部会の設置について
 - ア 部会の設置について
 - イ 文京区児童福祉審議会部会設置要綱（案） 【資料第6号】
 - ウ 部会における議決について
 - エ 部会長・部会委員の指名 【資料第7号】
- 9 報告事項
 - (1) 文京区児童相談所の状況について 【資料第8号】
 - (2) （仮称）こどもの権利に関する条例（素案）等について 【資料第9号】
- 10 閉 会

<文京区児童福祉審議会委員>

出席者

遠藤 利彦 委員長、稲垣 美加子 委員、片倉 昭子 委員、上鹿渡 和宏 委員、
川松 亮 委員、菅原 淳史 委員、高櫻 綾子 委員、古川 大輔 委員、古川 岳史 委員、
古山 佳子 委員、松田 雄年 委員、三崎 高治 委員、山崎 裕之 委員

Zoom 参加者

藤岡 孝志 副委員長、横堀 昌子 委員

欠席者

佐賀 豪 委員

<区関係者>

出席者

多田子ども家庭部長、鈴木子育て支援課長、富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所副所長（児童相談課長）、新納児童相談援助担当課長

欠席者

栗山児童相談所長（児童相談担当部長）

<傍聴者>

2名

子育て支援課長：皆様、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回文京区児童福祉審議会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は児童福祉審議会事務局を担当いたします、文京区子ども家庭部子育て支援課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は審議会設立後の最初の会議となり、かつオンライン併用の開催となります。委員長と副委員長の選出まで事務局が進行を務めさせていただきます。

開催に当たりまして、当審議会の議事録を作成するため、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

また、本審議会は「文京区児童福祉審議会条例施行規則」第2条に基づき、原則公開といたします。

初めに、会議の出席状況についてご報告いたします。藤岡委員、横堀委員の2名がオンライン出席、佐賀委員1名が欠席となっております。

なお、本審議会は、「文京区児童福祉審議会条例」第7条により、委員の過半数の出席が必要となります。本日の出席委員は、委員16人中、15人のため、過半数以上の参加により成立していますことをご報告いたします。

次に、会議資料の確認です。事前配付をしております、次第、それから、資料第1号から第7号、資料第9号、参考資料の1を事前に配付をさせていただいております。

また、席上には、委嘱状、座席表、資料第8号、補足資料、それからクリアファイルに挟み込んでおります、文京区児童相談所関係機関用の冊子、リーフレットになります。

本日、資料等をお持ちでない方又は席上の資料が足りない方、ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の2番、区長挨拶です。成澤区長、よろしくお願いいたします。

成澤区長：皆さんこんばんは。文京区長の成澤でございます。

令和7年度第1回となります、文京区の児童福祉審議会にご参加をいただきましてありがとうございます。また、オンライン参加の先生もありがとうございます。

本区では、区の最上位計画でございます、「文の京」総合戦略におきまして、総合的な相談支援体制の強化と子どもの権利擁護を解決すべき主要課題の一つとして捉えております。

そうした中、本年4月1日に、文京区では区立の児童相談所を開設しまして、特別区の中では10番目の児童相談所設置市となりました。本審議会は設置市事務の一つとして設置するものでございます。

委員の皆様には、子どもの権利擁護、里親の認定、保育所の認可、児童虐待死亡事例等の検証など、子どもの安全と安心に直結する重要な事案について専門的な知見と豊富なご経験から調査、ご審議をいただきたく存じます。

区としましても、児童相談所や本審議会等を通じて、子ども一人一人が権利の主体であること、子どもの意見が尊重されることを基本として、新たな児童相談所体制の中で、区内外の様々な関係機関と、切れ目のない連携を図りながら、地域に根差した総合的な相談支援体制の構築に努めてまいりたいと存じます。

実は私、十数年前まで、東京都の児童福祉審議会の親会の委員を5、6年務めていたことがございまして、それぞれの部会での専門的な見地からの先生方のご努力はよく存じておるつもりでございます。

私が東京都の児童福祉審議会の委員だった時に、東京都には保育園の待機児童が続出して、今でこそ認可保育所がこれだけ増えて、定員が余っているような状況は各区で起きていますが、その頃は、国の方針も東京都の方針も規制緩和をして、ぎゅっと詰めてしまえばいいという状態でした。

国が3.3㎡を緩和して、1部屋で預かれる子どもの数を増やすことによって待機児童を解消しようという方針を出して、東京都がそれを児童福祉審議会にかけてきたというところございまして、私ども、保育の現場をお預かりしている区としては、満員ぎゅう詰め保育園をこれ以上つくってはいけないと、東京都はその直前に認証保育所をつくって、華々しくその認証保育所の規模を拡大していたわけですが、その後、もう今認証保育所をつくろうというところか、認可化支援にかじが切られていて、認証保育所はもうほぼ風前の灯のような状態であるというのは皆様ご案内のとおりです。

そのとき、最後の最後まで規制緩和に反対をしていたのが実は私でございます。

それ以来、児童福祉審議会というのは非常に思い入れのある審議会でございます。文京区では、皆様の知見をいただいて、子どもたちに寄り添ったしっかりとした運営をしてまいりたいと存じますので、ぜひ、これから大変お世話になると思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

冒頭に当たりまして一言ご挨拶させていただきました。ありがとうございます。

子育て支援課長：誠に申し訳ございませんが、区長は公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

(区長退席)

続きまして次第の3に移ります。委員の委嘱でございます。ご来場の委員の皆様には席上に委嘱状をお配りしております。

委員の任期は令和9年3月31日までの2年間となっております。

また、オンラインでご出席の委員のお2人、欠席の委員の皆様におきましては、後日郵送にて委嘱状を送らせていただきますので、ご了承ください。

続きまして次第の4、委員の紹介に移ります。

本日は第1回目の児童福祉審議会になりますので、皆様から一言ずつ自己紹介をいただければと存じます。

マイクにつきましては、お手元のマイクをご利用いただきたいと思います。

ご発言の前に、お手元のボタンを押してランプが赤く点灯したことを確認いただき、またご発言が終わりましたらもう一度ボタンを押して、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

ご発言する際は、初めに所属団体名とお名前をおっしゃっていただき、ご発言をいただきますようお願いいたします。

Zoomの方はご発言する際は手を挙げて合図いただきますようお願いいたします。

まず、会場にお越しいたっている委員から自己紹介をいただきまして、その後、オンラインでご参加いただいている委員から自己紹介をしていただきたいと思います。

それでは、資料第1号の委員名簿をご覧くださいませでしょうか。

資料第1号の委員名簿の順にまず、稲垣委員からお願いできますでしょうか。

稲垣委員：淑徳大学の稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は文京区民でもございますので、そういう意味ではシチズンシップにも則りまして、責任を持って努めることができればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に遠藤委員をお願いいたします。

遠藤委員：東京大学の遠藤と申します。子どもの発達の研究をしているものでございます。

文京区においては、これまで子ども・子育て会議、そして若者支援などの仕事に携わらせていただいております。

これからもひとつよろしくをお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に片倉委員をお願いいたします。

片倉委員：子どもの虐待防止センターの片倉と申します。よろしくお願いいたします。

私は、東京都の児童相談所で、児童心理司と児童福祉司を経験しておりまして、臨床心理学と社会的養護に両足を置いて、仕事をしておりますので、よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に、上鹿渡委員をお願いいたします。

上鹿渡委員：早稲田大学の上鹿渡と申します。よろしくお願いいたします。

私はもともと、児童相談所で児童精神科医としてこの領域に携わるようになりまして、その中で主に社会的養護、今、社会的養育という言い方になってきていますが、そこにいる子どもたちのためにいろんなことを進めています。

早稲田では子ども家庭福祉の教員として、今、専門は福祉ですが、人間科学部で教員をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に川松委員お願いいたします。

川松委員：明星大学の川松と申します。よろしくお願いいたします。

私はもともとは東京都の福祉職で、児童養護施設などの職員をしてから、児童相談所で児童福祉司をしていました。

文京区の児相を立ち上げるところからご協力させていただきまして、無事、区児相が今回、誕生したということで喜ばしく思います。

文京区は、社会資源が豊かなところであると思っていますので、創意工夫のある活発な取組が区児相中心に行われることを期待しております。何らかのお役に立てれば嬉しく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に菅原委員お願いいたします。

菅原委員：社会福祉法人二葉保育園児童養護施設二葉むさしが丘学園で施設長をしています菅原と申します。

そうそうたる委員の皆様の前で、全然力不足で何の役に立てるか分かりませんが、児童養護施設の仕事しか、私したことがありませんので、最前線の現場の声を皆さんのほうにお届けできればと思います。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に、高櫻委員お願いいたします。

高櫻委員：青山学院大学の高櫻です。いつも事務局の皆様にお世話になっております。

大学教員になった頃から、本当に文京区の皆様にはお世話になりまして、特に幼稚園・保育園の現場のほうで先生方いろいろとご指導を賜りまして、今年度も保育園の先生方と一緒に学ぶ機会をいただいております。

普段大学教員として、幼稚園から高校の免許まで出す、教員養成をしておりますので、学生が卒業後、教員や保育者となって現場において働いていけるようにとも思っておりますし、現場の先生方にご恩を少しでもお返しできるようにも思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に、古川大輔委員お願いいたします。

古川(大)委員：日本公認会計士協会の東京会文京会から派遣された古川と申します。

私はもともと、ITベンチャーで経営をやっていたけれども、40歳のときに水道橋に税理士事務所を開業しまして、あとは、AIベンチャーや投資会社を経営したりしており、こういったところでどう役立てるか定かではないのですが、よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に、古川岳史委員お願いいたします。

古川(岳)委員：小石川医師会の古川と申します。私は現場で働く小児科の医師になります。実際はこのシビックセンターの近くで、小児科のクリニックを開院しておりまして、子どもたちと実際接している立場になります。また、順天堂大学の小児科の非常勤医師もやっておりまして、現場の医師の立場、子どもと関わる医師の立場から関わっていただけたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に、古山委員お願いいたします。

古山委員：文京区医師会の古山です。よしこ心療内科という、団子坂下交差点の角にミスタードーナツがあるのですが、そのミスタードーナツの建物の6階で、細々と心療内科をやっております。どんな仕事をするのかもよく分からないまま、そのときの文京区医師会長に先生しかいないんですとお願いしますと言われて、お役に立てるか分からないですがよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に、松田委員お願いいたします。

松田委員：社会福祉法人東京家庭学校児童養護施設東京家庭学校の施設長（校長）を務めている松田と申します。在所は杉並区高井戸に位置しておりまして、菅原委員と同じく私も児童養護施設の立場から、また東京が管理している64か所の児童養護施設の一立場から意見ができればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に、三崎委員お願いいたします。

三崎委員：弁護士の三崎と言います。よろしくお願いいたします。私は、第一東京弁護士会の子ども保護委員会というところに所属しており、東京都の児童相談所の協力弁護士や非常勤弁護士という形で、今年で9年目だと思いますが、関わっておりまして、児童福祉法28条事件や33条事件などにおいて、児相長の代理をして、法的対応をしているということがあります。お役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に、山崎委員お願いいたします。

山崎委員：東京都建築士事務所協会から派遣された山崎と申します。仕事は文京区の本郷三丁目のほうで設計事務所をやっています。設計事務所で住宅から工場又は、マンションであるといった全般的にやっております。その中でここ最近、小児科のクリニックや保育園の設計も携わらせていただき、何かお役に立てることがあればと思いますので、よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。次に、オンライン出席の藤岡委員、お願いいた

します。

藤岡委員：日本社会事業大学の藤岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

文京区の見福審に入れていただきまして、ご縁がございまして、非常に光栄に存じます。

私の最近の研究テーマは、児童相談所や児童養護施設における支援者支援ということに今取り組んでおります。

どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。最後に横堀委員お願いいたします。

横堀委員：青山学院大学コミュニティ人間科学部の横堀昌子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、社会的養護、ソーシャルワークが専門です。そもそも児童養護施設や里親家庭で育つお子さんたちと一緒に育ったという体験が、私の生活歴の一番の原点でございます。

そのような経緯から社会的養護を自分の中の柱として取り組んでおります。

文京区の皆様とのご縁といたしましては、既に設置がされました文京区児童相談所から里親養育包括支援、フォスタリング機関を委託されております社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院の、里親支援のフォスタリングチームの方たちのスーパービジョンを長くさせていただいている点があります。

社会的養護を中心にいろんな意見を皆様と交換しながら、お役目を果たしてまいれたらと思います。微力ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：委員の皆様、ありがとうございました。

次に次第の5番、区関係者の紹介です。資料第2号の名簿をご覧ください。

私から名前を読み上げますので呼ばれた職員はその場で起立してください。

まず、子ども家庭部長、多田栄一郎です。

子ども家庭部長：多田です。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：次に、児童相談所長（児童相談担当部長）、栗山仁は本日所用のため欠席でございます。

子育て支援課長：子ども家庭部子ども施策推進担当課長、富沢勇治です。

子ども施策推進担当課長：富沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続いて、子ども家庭部幼児保育課長、奥田光広です。

幼児保育課長：奥田です。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続いて、子ども家庭部子ども施設担当課長、足立和也です。

子ども施設担当課長：足立です。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続いて、子ども家庭部子ども家庭支援センター所長、大戸靖彦です。

子ども家庭支援センター所長：大戸です。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、子ども家庭部児童相談所副所長（児童相談課長）、佐藤武大です。

児童相談所副所長：佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続いて、子ども家庭部児童相談援助担当課長、新納拓爾です。

児童相談援助担当課長：新納です。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：改めまして、私、児童福祉審議会事務局を担当いたします子ども家庭部子育て支援課長、鈴木大助です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の6、文京区児童福祉審議会の会議運用等の案について、主な内容を説明いたします。

資料第3号をご覧ください。主な部分をご説明いたします。

まず、1番、文京区児童福祉審議会の公開の趣旨でございます。

本審議会条例施行規則第2条に基づきまして、原則としてこの審議会を公開とし、区民等に審議会の傍聴を認め、会議録を公表いたします。

2番、審議会開催の区民周知でございます。

審議会の開催は開催日の2週間前までに、日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項を区ホームページ等に掲載し、周知いたします。

3番の審議会の傍聴でございますが、（1）傍聴者の定員、（2）受付、（3）遵守事項等につきましては記載のとおりでございます。

続いて4、裏面をご覧ください。

4番、審議会資料及び会議録の取扱いでございます。

（1）審議会資料につきましては、審議会終了後速やかに、この建物の2階にございます行政情報センターに配架をし、併せて区ホームページに掲載いたします。

（2）審議会の会議録でございますが、（ア）会議録は規則第3条に基づき作成いたします。

（イ）会議録の作成に当たってはその内容の正確を期するため、出席した委員全員の確認を得るものといたします。

なお、確認手続を経た会議録は、行政資料として資料とあわせて行政情報センターに配架及び区ホームページに掲載いたします。

5番、その他、上記に掲げるもののほか、運営等に関し必要な事項は審議会ですべてまいります。

今後の会議運用につきましては、資料に記載のとおり進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

ご異論がなければ、3の案を削除していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは案のほうは削除してください。

本日、傍聴者がおりますのでここから会場にご案内をいたします。

次に、次第の7番に移ります。文京区児童福祉審議会についてご説明をいたします。

資料第4号をご覧ください。

こちらも条例の主な内容をご説明いたします。

まず、第1条では、本審議会は、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、区長の附属機関として設置するものです。

続いて第3条では、委員20人以内で組織するとしており、第4条では、任期は2年とし、再任を妨げないとしています。

第6条では、審議会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によって定めることとしています。

後ほど皆様に選出をお願いしたいと思います。

第7条では、審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないとしており、議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決するとしています。

第8条では、審議会は必要があると認めたときは部会を置くことができるとしており、部会の設置についても後ほどご審議をいただきます。

第10条では、守秘義務として、委員及び臨時委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様といたします。

続きまして、資料の第5号をご覧ください。資料第5号、こちらは条例の施行規則になります。

こちらも主な部分についてご説明をさせていただきます。

第2条では、本審議会は公開としています。

ただし、審議会が公開とすることが適当でないと認めたときは、非公開とすることができます。

第4条では、部会の構成員は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名し、部会長も、各部会の構成員から委員長が指名することとしています。

委員長決定後、後ほどご指名いただきます。

次に、次第の8に移ります。

次第8の(1)委員長、副委員長の選出に移ります。

委員長、副委員長選出方法は、文京区児童福祉審議会条例第6条により、委員の互選で選出することになっています。

委員長、副委員長につきまして、立候補もしくは推薦等がございましたら挙手をお願いいたします。

立候補等がないようでしたら、事務局から提案をさせていただければと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、委員長につきましては、文京区子ども・子育て会議の会長や他自治体の児童福祉審議会委員長を務めておられます、遠藤利彦委員にお願いできればと思います。

また、副委員長につきましては、他自治体の児童福祉審議会委員をされており、本児童相談所運営検討委員会の委員でもあられました藤岡孝志委員にお願いできればと思います。

以上が事務局案でございますが、委員の皆様方がいかがでしょうか。

皆様のご承認いただければ拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございます。遠藤委員、藤岡委員いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。ありがとうございます。
それでは、遠藤委員長は前方の委員長席にお移りください。

(委員長移動)

それでは、委員長、副委員長より、ご挨拶をお願いいたします。まず、初めに遠藤委員長、よろしくお願いいたします。

遠藤委員長：改めまして遠藤と申します。

大変非力ではございますが、ご指名でございますので、謹んでお受けしたいと思っております。

先ほどもお話をさせていただきましたように私自身は発達心理学というのが専門でございます。親子の関係性であったり、家族の関係性であったり、そして、そうした状況で子どもが特に社会性であったり、感情面でどんな発達を遂げていくのか、そういったことに関して、これまで細々と研究をしてきたものでございます。

先ほどもお話がありましたように、文京区のほうでは子ども・子育て会議で会長をさせていただいておりまして、子どもたちの発達の様々な課題について、既に、多くの区民の方々のお声なども聞かせていただいております。

そういったことを今回も、生かしていけたらと考えているところでございます。

同時に既に江戸川区のほうで同じ委員につかせていただいております。やはり、この領域、想定していない難しい問題が非常に多く発生するということを感じております。

そのたびごとに対応の難しさ、そして責任の重さを痛感するところでございます。

私自身、知識、見識非常に浅く、力不足を自認するところでございますが、皆様のご見識を最大限にいただき、そして職員の皆様のお力添えをいただきながら文京区の児童福祉の発展のために、少しでも何か寄与できればと考えているところでございます。

これからひとつよろしくお願い申し上げます。

子育て支援課長：遠藤委員長ありがとうございました。続きまして、藤岡副委員長、よろしくお願いいたします。

藤岡副委員長：副委員長を拝命いたしました藤岡でございます。改めてどうぞよろしくお願いいたします。

遠藤先生もお話あったところでございますが、昨今の子育て状況は非常に多岐にわたる面から課題を見出していかなければいけない非常に複雑な状況があると思います。

その中で、子どもたちを中心としながらも、それを取り巻く大人、それから様々な関係機関の職員の方々、それぞれを非常にバランスよく支えていくにはどうしたらいいのかということで、時々刻々と安定的な「支援の質」を保持しながら、その時々の子どもの最善の利益ということを考えていく、そういう議論ができればと思っているところでございます。

遠藤先生におかれましては、日頃から、ご本とかあるいは論文で非常に助けていただいております。副委員長として、遠藤先生をお支え申し上げればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：藤岡副委員長ありがとうございました。それではこれより、議事の進行を遠藤委員長にお願いいたします。

遠藤委員長：それでは次第の8、(2)の部会の設置についてです。

議事(2)、(ア)部会の設置について、鈴木子育て支援課長より説明をお願いいたします。

子育て支援課長：本審議会条例第8条では、審議会が必要があると認めたときは部会を置くことができると規定をしております。

そこで、部会を設置するかどうかについて、まずお諮りいたします。

条例第2条では、本審議会で審議する案件が多岐に分かれております。それぞれの専門的な知見からご審議いただくため、部会の設置を考えております。

委員の皆様には、まず、審議会に部会を設置することについて審議していただきます。

部会の体制や所掌事項等については、次の議事で説明をいたします。

以上です。

遠藤委員長：ただいま、子育て支援課長より部会の設置について、ご説明いただきました。

このことについてご不明な点等ございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様そして、オンラインでご参加の委員の皆様の順で、ご発言いただければと思います。

いかがでございましょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、文京区児童福祉審議会に部会を設置することによろしいでしょうか。

本件に異議がなければ、拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございます。

次に部会の体制や所掌事項等について、鈴木子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：議事の(2)の審議会部会設置要綱(案)についてご説明をいたします。

資料第6号、部会の設置要綱(案)をご覧ください。主な部分をご説明させていただきます。

第2条では、審議会に常設の部会として、子どもの権利擁護部会、里親部会、保育部会、児童虐待死亡事例等検証部会の4つの部会を設置します。

各部会の所掌事項は、第2項から第5項で規定されています。

例えば、第2項の子どもの権利擁護部会では、児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合や、その他児童相談所長が必要と認めた場合に諮問を受けて答申することなどがあります。

第3項の里親部会では、里親の認定に対する諮問を受けて答申することなどがあります。

第4項の保育部会では、保育所や幼保連携型認定こども園の設置に対して諮問を受けて答申することなどがあります。

第5項、児童虐待死亡事例等検証部会では、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の分析、調査研究及び検証を行います。

また、第6項では、部会は委員長又は部会長が必要と認める事項を調査審議することができますとしています。

第3条は、4つの常設部会以外に、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができるとしています。

第5条は、会議の非公開を規定しており、部会の会議は原則非公開とし、第6条で規定している会議録についても、個人情報や施設等に係る秘匿性の高いものとなるため、原則非公開と考えています。

なお、この要綱には記載をしておりますが、以後、要綱に軽微な修正があった場合は、事務局と委員長が協議し、委員長の一任としたいと考えております。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

遠藤委員長：ご説明ありがとうございました。

子育て支援課長より文京区児童福祉審議会部会設置要綱（案）について、ご説明いただきました。

このことについてご不明な点等ございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そして、オンラインでご参加の委員の皆様の順で、ご発言をお願いいたします。

いかがでございましょうか。

それでは、文京区児童福祉審議会に4つの常設部会を設置すること、要綱の軽微な修正は委員長の一任とすることでよろしいでしょうか。

本件に異議がなければ、拍手をお願いいたします。

（拍手）

ありがとうございました。

次に、部会における議決について鈴木子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：議事の（2）、（ウ）の部会における議決について説明いたします。

資料第5号、審議会条例施行規則をご覧ください。

こちら第4条第9項では、審議会は、部会の議決をもって審議会の議決をすることができますと規定しています。

こちらに基づきまして、部会の議決を本審議会の議決としたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

遠藤委員長：ご説明ありがとうございました。子育て支援課長より部会における議決について、ご説明いただきました。

このことについてご不明な点等ございましたら、会場にいらっしゃる委員、オンラインでご参加の委員の順でご発言をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、部会における議決をもって本審議会を開かず、各部会で決定したものは審議会の議決とすることでよろしいでしょうか。

本件に異議がなければ拍手をお願いいたします。

(拍手)

遠藤委員長：どうもありがとうございました。

次に、議事の(2)(エ)、部会長、部会委員の指名についてです。

次第の7、文京区児童福祉審議会について、子育て支援課長から説明がございましたとおり、私のほうで部会の委員を指名させていただきたく存じます。

資料第7号、文京区児童福祉審議会部会(案)をご覧ください。

事務局の案のとおり、指名させていただきたく存じます。皆さんいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案のとおり決定させていただきます。

次に部会の部会長についても、私から指名させていただきたく存じます。

事務局とも協議した上で、子どもの権利擁護部会の部会長は藤岡副委員長、里親部会は横堀委員、児童虐待死亡事例等検証部会は川松委員を指名し、保育部会は私、遠藤が務めさせていただきたいと存じます。

皆さん、こちらでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第の9、報告事項に入ります。

まず、文京区児童相談所の状況について児童相談所より、ご説明お願いいたします。

児童相談所副所長：改めまして文京区児童相談所副所長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうから資料第8号、文京区児童相談所の状況についてご報告を申し上げます。

また、資料の冒頭のご説明に先立ちまして、本当に今日の児童福祉審議会に開催に当たりまして、文京区が4月1日から児童相談所を開設することができ、子ども・子育て会議や文京区児童相談所運営計画で策定に当たっての先生方のご協力をいただき、またこの度初めての文京区の児童福祉審議会に、先生方をこういった形でお招きすることができて本当に感動しておるところでございます。

私から、4月から開設いたしました文京区児童相談所のご紹介というようなところを含めまして、私と、後ほど担当課長のほうから、状況についてご報告を差し上げます。

そうしましたら、資料の1ページ目をご覧ください。

児童相談所の概要というところでございます。

先ほど区長からもお話がありました文京区児童相談所でございますが、略図をご覧くださいますと、右下の文京シビックセンターがあるところから、中央大学の坂を登っていただき、この地図でいうと、左上に向かっていきますと、富坂警察署がございまして、そちらを右に曲がりますと大きなお寺の傳通院がございまして、その横に、この度の文京区児童相談所が建設されたというところでございます。

アクセス的に文京シビックセンターから約12分程度という形になってございます。

開設年月日のところで4月1日の開設と、特別区として10番目の開設ということとなっております。

特別区の児童相談所というところの動きで申し上げますと、この後に、杉並区、また文京区の隣の北区のほうで、児童相談所を準備中ということで、区が設置する児童相談所の動きというところは今まさに過渡期にあるというところになってございます。

建物の状況でございますけれども、こちらご覧いただいているとおり地下1階、地上

3階の建物となっておりまして、その下、主な業務というところは、記載のとおり児童相談所に関する業務、文京区圏域とした児相業務を行うこととしております。

大きな2番でございます。

児童相談所の設置に向けて、これまでの経緯というところがございますけれども、振り返りますと約9年前になりますが、児童福祉法改正によりまして特別区も児童相談所の設置が可能となったというところで、本区もその設置に向けた検討を進めてきたところでございます。

その後、児童相談所の基本計画、またこの間、開設時期を令和7年度に変更するといったような変更を伴いながら、令和5年3月に文京区児童相談所の運営計画を策定いたしまして、令和6年の7月に、こども家庭庁より児童相談所設置市に指定する、政令の閣議決定をもちまして、この4月から文京区児童相談所が開設されたものでございます。

ページをおめくりいただきまして、(2)番の設置に向けた考え方というところがございますけれども、今この間、委員の先生方からもお話がございましたように、私ども文京区の基礎的自治体であるメリットというところを最大限に生かしまして、虐待の未然防止、それから虐待発生後の重篤化の防止、児童虐待から子どもを守るためのあらゆる施策を講じまして、児童福祉法改正に向けた対応を含めて、これまでの元々ある本区の児童相談体制をさらに強化するということを踏まえて行っているものでございます。

3番でございます。

本区の児童相談所の組織体制でございます。

1番左側のところが、本日、欠席しておりますが栗山というものが、児童相談所長を担っております。

その隣の児童相談所副所長が私、佐藤で、児童相談援助担当課長として後ほどお話しします、新納が担当いたします。

連なる係が6係ございまして、管理係・経理調整係が主に事務方という形になります。

いわゆるケースワークを中心とする動きをとる係が、児童支援推進係、児童福祉係、児童心理係、一時保護係という体制をとっております。

特に児童福祉司を中心とするケースワークを行うのが児童福祉係、児童心理司による検査診断等を行うのが児童心理係でして、児童支援推進係は、今般も児童福祉法の改正にあります法的対応、あるいは社会的養護、あるいは今回の児童福祉審議会への諮問取りまとめ等々を行うセクションとして設けることとしております。

この他の職員の状況ということでございますが、一つには医師の配置ということで、児童相談所の中で、様々な児童相談業務を行う、医師8名を配置しております。

もう一つは、また後々に、ご説明差し上げるかと思いますが、法的対応がケース的にもかなり多く考えられるというところで、法律的な相談助言等々を行っていただく弁護士職4名を配置しております。

ここまでが、文京区児童相談所の大枠のご紹介というところでして、次の4番、支援の状況等というところより、児童相談援助担当課長にバトンタッチいたします。

児童相談援助担当課長：では引き続き、児童相談所の現在の支援の状況について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

改めまして、児童相談援助担当課長の新納でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料第8号の2ページ中段、4番、支援の状況等をご覧いただきたいと思います。

4月1日現在で、文京区児相で支援継続を行っているお子さんの数が275名というこ

とになってございます。

この人数は、3月31日まで東京都児童相談センターで継続をしていたお子さんを文京区の児童相談所が引き継いだという形になってございます。

続いて2番、児童福祉施設等に措置しているお子さんの数です。

措置の児童総数は46名です。

内訳としまして児童養護施設が29名、乳児院が4名、里親ファミリーホームが6名、その他で7名になってございます。

その他の施設は、児童自立支援施設が3名、障害児入所施設が4名になってございます。

里親、ファミリーホームのうち、文京区内の里親さん3家庭にそれぞれ1名ずつ委託をお願いしているところでございます。

なお、この表には出てございませんが、措置児童以外に自立援助ホームを利用中の方が1名いるというような状況になってございます。

次に里親の状況をご説明させていただきます。

4月1日現在の里親登録数は17家庭となっており、内訳は、養育里親が8家庭、親族里親が1家庭、養子縁組里親が8家庭となっております。

なお、養子縁組里親のうち、3家庭は養育里親との二重登録ということになってございますので、実際の里親家庭の数は14家庭とご理解いただければと思っております。

今後の里親登録申請の見込みについては、既に昨年度から都児童相談センターが相談継続をさせていただいていて、登録前研修等が終了している家庭が1家庭いらっしゃるということになっております。

おかげさまで4月1日の開所以降、20日までの間に6件の里親に関する相談を受けております。

この方たちについては、制度説明会等のご案内をするなどしておりまして、社会的養護の趣旨理解促進を含めた相談を継続していく予定になってございます。

続いて3ページ目をご覧ください。

(4)、児童虐待相談の受付件数です。

開所から20日間、4月20日までの児童相談受付件数は238件と記載させていただきましたが、この数字は都児童相談センターから引き継いだ数も入っております。

文京区児相が開所して以降の虐待通告受付件数は、41件ということになっておりますが、現在集計中の数となっておりますので、確定している数字ではございませんということをご理解いただけたらと思っております。

続きまして(5)、一時保護のお子さんの数でございます。

4月1日から4月20日までの間で一時保護したお子さんの数は16名となっております。

この数は、当初一時保護所以外にも、一時保護委託をしているお子さんの数も含まれた数字ということになっております。

続きまして(6)、4月1日から4月20日までの間で弁護士に相談を行った件数は11件でございます。

児童福祉法の改正により児童相談所の体制強化が図られてきていますが、弁護士の配置はその一環ということになっております。

児童相談所において、弁護士等、法律の専門家の方に意見を聞くとか、面接等への同席等は欠かせないものとなっているような状況でございます。

資料の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

遠藤委員長：ありがとうございました。リーフレット等に関しては、特にご説明は必要ないでしょうか。

児童相談所副所長：ありがとうございます。添付の資料で委員の皆様方の机上に置かせていただきました。

クリアファイルを作りまして、その中に、文京区児童相談所のご案内のリーフレットを入れさせていただいております。

こちらが一般向けの皆様にお手にとっていただくというようなところの用途で考えておるものでございます。

もう一つ大きいサイズのところで、この表紙の片側に関係機関用と書いてございますけれども、児童相談所のご相談であるとか通告に関する関係機関の皆様向けに、この児童相談所がどのような任務を負っていて、文京区が今後どのようにお子さんの安全、あるいは最善の利益を守っていくのかというようなところを書き起こしております、おめくりいただきますと、相談の流れでありますとか、4ページの真ん中より少し上のところで、様々な区において相談を受け付けた場合、特に、児童虐待に関する内容があった場合には、本区にもともとあります子ども家庭支援センターと児童相談所が、今早速4月からやっているのですが、同時接続会議システムという、オンラインで常時接続している会議システムをもって、この案件について協議するということを図っております。

更におめくりいただきまして、この一時保護について、あるいは先ほど担当課長からお話しさせていただいた、里親制度等々書かせていただいております。

こちらは後ほど詳しくご覧いただければと思っております。

添付資料のご説明は以上でございます。

遠藤委員長：ありがとうございました。

児童相談所より文京区児童相談所について、ご説明いただきました。

このことについてご質問、あるいは、ご意見・ご感想などございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、オンラインでご参加の委員の皆様の順で、ご発言をお願いいたします。

稲垣先生、よろしくお願いいたします。

稲垣委員：稲垣です。

ご説明ありがとうございました。

2点ほどお願いがあるのですが、まず、資料第8号のほうの文京区児童相談所の状況についてということで、裏面2ページ目のところで組織体制のところ、もうこれはどこの児童相談所に行ってもお願いをしていることなのですが、残念ながら、福祉事務所と児童相談所には職名でケースワーカーが残っているので、私は社会福祉、特にファミリーソーシャルワークを専門にしているのですが、我々、社会福祉の専門職養成では既にケースワークという言葉は使わなくなっていて、ソーシャルワークと総称しています。

ですが残念ながら福祉事務所と児童相談所は、法令上の職名としてケースワーカーが残ってしまっているのです、こうした支援についてご説明いただくときもケースワークという言葉が使われがちです。1980年代からケースワークでは問題は解決しないというこ

とを論証し続けてきて、国家資格の社会福祉の養成課程の中でも、こうした用語は、使わなくなっておりますので、今すぐということではなくて今後のいろいろな資料を改正していかれるところで、ご検討いただければと思います。

もともとの厚生労働省あるいはこども家庭庁から出てきている資料もソーシャルワークあるいはファミリーソーシャルワークという言葉が使われておりますので、改善の方向でご検討いただければと思います。

少し残念だと思うのがパンフレットのほうで、これも法令上の用語として児童相談所の中でお使いになっていると思いますが、先ほどからご説明では支援、支援とおっしゃっておられるのですが、「4の相談の流れ」のところでは、「援助方針会議」との表記になってしまう。

子どもの権利条約を踏まえて、児童福祉法において、子どもの最善の利益を保障していくときには子どもの意見表明権を尊重するというのが基本だと思います。「援助」は送り仮名を振ると「助ける助ける」になってしまっていて、意見表明を踏まえた支援の仕方という言葉にはならないというのも自明のこととしての専門用語の使い方かと思いますので、これも可能な時点で結構ですが、支援という方向に変えていただければと思います。

こちらのリーフレットではその左側にはソーシャルワークと書いてくださっているのですが、試行錯誤した資料になっていると思いますけれども、今後検討の上、洗練をしていただけますようにここはお願いです。

以上です。

遠藤委員長：貴重な意見、ご意見ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。

よろしくお願いします。

菅原委員：ご質問が2点あるのですけれども、1点はこの資料8、4の支援の状況等の（5）一時保護した児童数というところですが、この保護した子どもたちというのは全てが区の一時保護所にいるわけではないという理解でいいですか。

児童相談援助担当課長：ありがとうございます。そのような理解でよいです。

菅原委員：ありがとうございます。

それからもう1点が、関係機関用のパンフレットですが、1ページ目の児童相談所とはいうところに、児童相談所の職員ということで、図で示されているところがあるのですが、その中の里親対応専門員というのは、里親対応の福祉司さんという理解でよろしいでしょうか。

児童相談所副所長：ありがとうございます。

こちら里親対応専門員は、会計年度任用職員と、あと児童相談所の児童福祉司の里親対応児童福祉司のところを総称して、チームで行っている形でございます。

菅原委員：分かりました。ありがとうございます。

遠藤委員長：ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

先生、よろしくお願いします。

稲垣委員：すいません。本当に細かいところなのですが、今の児童相談所の機能の措置のところなのですが、これも多分定型句で色々なところで法令上書かれてしまっているのでもそのまま写されたと思いますが、措置の2行目の「指導させる」という言葉があります。

我々は、こうした法令上によらないところで、介入をするときは全て支援に読み替えています。

ただ、お立場上法令によるところの文言を使わなければならないところは、やむを得ないと思いますが、先ほど言いましたように、子どもの主体的な権利擁護という観点から考えたときに、子どもであれ、あるいは保護者の方たちも同様だと思うのですが、指導「された」・「させる」、使役表現がこうしたソーシャルワーク、社会福祉の支援の中に使われるというのは、若干時代遅れかと思います。

せっかく新しく始められた児童相談所ありますから、今のこうした社会福祉、ソーシャルワーク、子どもの権利擁護の観点から1番望ましい表現を、ぜひ、工夫していただければと思います。

無論、例えば「児童相談所」のような、これは児童福祉法に児童といわれるので、変えられない法令上のところですから、ここはやむを得ないと思います。

それが多分この資料の中に児童とか子どもが混在している理由だと思うのですが、変えられるところは、ベターからベストへと、ぜひ洗練していただければと思います。

以上です。

遠藤委員長：貴重なご意見ありがとうございました。よろしくお願いします。

児童相談所副所長：ありがとうございます。

稲垣委員から先ほどの、ケースワークからソーシャルワークへ、今こちら児童相談所も含めた、児童福祉では子ども家庭ソーシャルワーカーというようなお話もある、また後半のお話をいただいた、この措置から支援、そしてまた指導という言葉の使い方については、私どももこの7年の3月ぎりぎりまで、先ほどご紹介しました、東京都の児童相談所から引継ぎを行うところで、非常に大きな東京都の組織から、区の児童相談所へという大きなシフトに入ってしまった点と、加えてもう一つ、稲垣委員からもお話ありました、ちょうどこの文京区の児童相談所の7年4月というのが一つの鍵かと思うのですが、児童福祉法の改正も、様々な児童の権利擁護、特に意見表明支援というような仕組みを、どのように児童相談所として取り入れていくのか、溶け込ませていくのかという点は、文京区がこれから新しく児童相談所を始めるに当たって、ご意見頂戴して思いますのは、児童相談所のスタッフも、都道府県あるいは政令市、あるいは文京区の志を持った職員が、研修派遣に他の児童相談所に修行に行きまして、様々な背景や経歴を持つ職員が今一堂に会しておりますので、今いただいたご意見の例えば言葉の一つと一緒に考えていく、文京区はどういう形でこれから支援を組み立てていくのか、というような視点を持ちまして、実務を図ってまいりたいと思ってございます。

ありがとうございます。

遠藤委員長：ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。よろしくお願いします。

上鹿渡委員：早稲田大学、上鹿渡です。

先ほど説明いただいた中で、児童相談所と子ども家庭支援センターの合同協議が、常時できる状態にあるというお話を聞いて、驚いたのですが、何かそういうシステムとか、もうすぐにやりとりしてできるような形をつくってあるのですか。

児童相談所副所長：ありがとうございます。

今まさしく会議等で使われている Zoom とか Teams も検討したのですが、どうしても立ち上げたり、機器をセットしたりというところがありますので、イメージ的には今、審議会でも使われているぐらいの大きさのテレビにお互いの事務室がずっと映っています。

上鹿渡委員：ずっと映っているのですね。隣にあるみたいな感じですか。

児童相談所副所長：そうなんです。

それで、「はい、では始めます」と言うと、「はいはいはい」と言いながら近くに職員が集まってくるイメージです。

上鹿渡委員：凄い。では本当にちょっとしたことで聞けるとか、予定立てて何時に集まりましょうというよりももっと早くというか…

児童相談所副所長：はい。オンタイムで会議を。

そこで明らかにするところはできますし、これは少し調査しないと分からないという点は、そこまで一緒に考えるというようなところまで…

上鹿渡委員：ありがとうございます。

もしかしてそういうのがあるのかもと思って聞いたら本当にあるのだなと思って驚きつつ、特別区はこれができるというか、私、都道府県も関わっていますが、県と市町村はそれができなくて、社会的養育とか、今パーマネンシー保障という言葉がキーワードになっていますが、実現するのにここがいかにか一緒にやれるかというのはとても大事で、それをやるのにとても良いシステムを導入されているんだなと。

他の所にあるかは、私は知らないのですが、今日聞いて驚いたとともに、そこをうまく発展させていって、それによってできること、それでもできないこともあるかもしれませんが、そういう調整を是非していただきたいなど。

他の特別区の児相にも少し関わったりするのですが、今まで児相がやりたかったことができてなかったのが、ちょっとできていたりだとか、おそらく人数的にも少し余裕がある中で、新しくいろいろなところに学びに行かれて戻ってきた方々が、ここで何かやろうという気持ちになっているところで、何か新しいことへの挑戦ができているような気がします。

その中の一つかと思ひまして、是非発展させていただいて、またどのような感じか途中で聞きたいと思いました。

よろしくお願いいたします。

児童相談所副所長：ありがとうございます。

今後の運用に向けた事例や課題感については、またこうした場を持ちましてご報告さ

せていただければと思っております。
ありがとうございます。

遠藤委員長：ありがとうございます。是非有効に活用していただければと思います。
他にいかがでございましょうか。
よろしくお願いします。

三崎委員：弁護士の三崎です。

資料第8号の、先ほど少しお話出たのですが、3ページの(5)で一時保護をした児童数が、引継ぎ含めて16名ですが、新規で文京区で保護された人数を教えていただけるなら伺いたいと思います。

というのはおそらく、児童相談所を新設するに当たって一時保護所の定員に関して、何人にしたらいいのかということをご検討なさったと思いますけども、定員やその空き状況が分かればと思います。

児童相談援助担当課長：ありがとうございます。

4月1日から20日までの間で、いわゆる文京区児相として、新規に一時保護したお子さんの数は6名ということになってございます。

20日までの間での1日の平均在所数は5.6名という形になっております。

三崎委員：ありがとうございます。

そうすると、定員10名で考えると、余裕があるという感じでしょうか。

児童相談援助担当課長：まだ定員いっぱいというような状況には至ってない状況です。

三崎委員：ありがとうございます。

遠藤委員長：ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

片倉委員：私はあまり文京区と関わりがなくて、区児相の見学の機会を考えていただきたいと思います。

皆さん忙しかったり、児相自体も忙しいと思いますけれども、ぜひそういうことを企画していただけるといいなと思っています。

全員が無理なら個別でも、お願いできればと思います。

児童相談所副所長：ありがとうございます。

こういった全体会というのは、シビックセンターの広い会議室でというところですが、今、片倉委員からお話ありましたとおり、例えば部会単位であるとか、また別の形でメンバーを少し、人数的なバランスを図らせていただいて、区の児童相談所は先ほどご紹介したお寺の傳通院の横にございますので、児童相談所の様子、建物の状況、そういったところを見ていただく機会は、またご相談させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

片倉委員：よろしくお願いいたします。

遠藤委員長：ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。
オンラインでご参加の藤岡先生など、特にございませんでしょうか。

藤岡副委員長：先ほども少し申し上げたことでございますが、職員間の関係づくりやメンタル面でのサポートはかなり留意しながらなさっていると思いますけれども、やはり半年ぐらいは、かなり大変な状況かなと思います。その中で、私が感じているのは、自分の中の大変さを言葉にできるということが、トレーニングされている方と抱え込んでしまっとなかなか相談できない、かつ、やはりミッションがあり、特にこういう状況の中では、皆大変なので、なかなか辛さを語れないという方々もいらっしゃるのではないかと思いますので、そういう意味では声掛けやお互いの日頃からの「頑張っているね」とか「疲れてるね」とか、そういう様な言葉を出すだけでも、自分の中の大変さを内省できて、そして相手に対する思いも共有できると思うので、その辺り、支援者支援という文脈で、様々な事で、特に児童相談所で、それが非常に大事なところだと感じているので、おそらくまだまだかなり大変な状況で、落ち着いてそういうことを考えるという状況になかなかないかもしれませんが、だからこそ、少ない言葉でもいいので、言葉の掛け合いをしていただいたり、あるいは上司からの特に新人・新任の人たちに対する声掛けをしていただくというのが大事かと思っております。

その辺り、お答えいただけるのであればですが、私の意見として申し上げたところでございます。

以上です。

児童相談所副所長：ありがとうございます。

副委員長からお話ありました、支援者を支援することで、都道府県児童相談所も含めて非常に困難な相談業務をしなければならないということは、引継ぎの際も特に聞いておりまして、その中で引継ぎの経験に当たった職員から話を聞くと、副委員長がおっしゃるように、一つは相談したいが、言語化が自分の中ではできない場合も多い。

要は困っているオーラは出せるが、それに周りが気付けるような余裕がなくて、先輩も「分かっているよ」など言いながら、でもまたすぐかかってきた電話を取らなくてはいけない、というような、一つにはそういった、関係性の部分での混雑化、非常に忙しい環境であるという点があると。

もう一つには、今、文京区児相もスタートいたしましたけれども、未来に児童相談所で働きたいと思ってくれる職員がこれからも続かないと、この後大変なことになってしまうということが、この開設に当たり、非常に重要であるということを考えてございまして、その点、所内で支援者支援をどうやって行うかをしっかり位置づけていこうと考えております。

特にこの4月の引き継いだ事例を、しっかりと支援をしていくという点が主眼ではありますが、ただ、きちんと立ち止まって、1人だけではなくチームで考えられるという工夫を講じていく中で、そこで見えてきた課題であるとか、児童福祉審議会でご相談申し上げたい点、その点はこの文京区というエリアの中での細やかな部分で生かせるのではないかと考えておりますので、またご報告させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

遠藤委員長：ありがとうございました。

組織の風土を作り上げていく上で、立ち上げの時点というのは極めて重要かと思うので、藤岡先生からいただいた貴重なご意見を生かしていただければと思うところがございます。

他にいかがでございましょうか。

上鹿渡委員：上鹿渡です。

今おっしゃった、次の人がやりたくなるような点、すごく大事だと思っております。

児童相談所の大変さをどう軽減するかや、支援者支援ももちろん大事なのですが、一方で本質的にこれがやりたかったということができる場であって欲しいので、それができなくなっていて、本当は子どもにこういうふうにしてあげたいのだけれど、ケース数も多いし、いろいろなことをできない、制度もそうになってないし、受け皿もないし、考えはあるけれど実際にはできないというところで、できなさが目立っているのが通常の児相だと思います。

それを今、まだ対応の少ないところから始められている段階であれば、全部は難しいかもしれませんが、本当にやってよかった、子どもから直接いろいろな言葉がもらえたりする経験が1つとか2つでも構わないので、増えていけばと思います。

加えて、子どもと過ごす時間が実はすごく少なくなってしまうっていて、児童相談所の職員の方は大変ケースが多くなっていて、本来それをやりたくてなったはずなのに、全然そういうものがなくて、やっていたら子どもからもう嫌だなど言われ、親からも言われ、里親さんから言われ、誰からもありがとうと言ってもらえなかったりということが厳しいと思います。

いい経験ができるようなことを、ぜひ積み上げていっていただけると続くかなと。

そうであれば、多少大変さがあっても、それがやりたくてやっていたということを、若い方などは特に最初、そう思って入ってくると思いますので、新しい児相ではそういうことを最初から続けられるようになればと思います。体制はこのままで、あまり人数、担当数を増やさずに進めていかないと、そのような時間を持てないとか、一旦増えるとそこから減らすのは難しいと思います。

最初からそれができる範囲だということになっていけば、それを超える仕事量になるとしたら、そこに人つける、お金をつけるなどしていただけると、若者が来なくなる児童相談所になると思います。

都道府県で一つ見ている児相で、パーマネンシープランという方法を取り入れているところがあります。本来やりたかったことなのです。

親との関係を切らないとか、親の元に戻すようにする。それに取り組む部署をつくって、最初反対もされ、余計な仕事が増えるという意見もありましたが、取り組みを続け効果が出てきたところ、その部署に行きたいという人が出てきたと聞きました。

児相自体は大変な場所として嫌がられていますが、その部署だったらやってみたいという方が出てきていると聞いて、やはり忙しい中でもやりたかったことができて、効果・成果が分かれば、やってみたいという方は出てくると思います。

是非それをやっていただけたらと思いました。

よろしくお願いします。

児童相談所副所長：ありがとうございます。

今、上鹿渡委員からお話がありましたとおり、一つは文京区の児童相談所における児

童福祉司の人数体制というところでございます。

これも国の児童福祉司が備えるべき人数というようなところはありますが、件数などが加味された人数になり、文京区においてはそのケースから考えると例えば 16 人が目安なのですが、今、文京区で児童福祉司として仕事をしている職員が 21 名おりまして、別にスーパーバイザーが 4 人と係長が 1 人という形になり、人数的にも手厚い体制を取れるというところがひとつあります。

もう一つ、委員からお話ありましたとおり、本来自分は支援をしたいのだけど、事務記録の作成など、事務仕事はどうしても積み重なって、余裕が持てないというような話もあり、これは最大限個人情報適切に保護するというような前提で、例えば、記載支援をしてくれるタブレットであるとか、そういったところで事務の軽減化を図って、生まれた時間を保護者の皆さんや、お子さんに向かい合えるソーシャルワークができる時間に充てようと今動いておるところですので、これもまたご報告できればと思います。

遠藤委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

稲垣委員：関連ですが、幾つかの児童相談所でこうしたケース検討や権利擁護の部会に参加をさせていただいて、今まさに、皆さんが仰っていることで、皆熱い思いを持って入職されるのですが、疲弊してしまう一つの要因が知識とスキルの問題だと思います。

合理的に仕事をするときに助けてくれるのは知識で、長い言葉を使わなくても、的確に専門用語を使うことができれば、短時間でそれを記録として残すことができ、同職種連携でも多職種連携でも資料化することが合理的にできていく。

あるいは、子どもたちであるとか、親や保護者の方々から厳しい言葉を言われたときにも、それが、個人として傷つかずソーシャルワーカーとして情報として受け止めることができるマインドワークのようなものができるようになっていくためのトレーニング、知識が心と体を守ってくれるということをぜひお伝えいただいて、そのトレーニングを早い段階にさせていただくと、長時間記録に苛まれるということがなくなっていくかと思います。

もう一方で気を付けていただきたいのが、今、ICT の活用によって、いろいろなものの記録が、機械化されていく中で予測変換が可能になってきています。ソーシャルワーカーが実践で感じ、主観的に気になっている事象というのは、ケースを個別化するときにとっても大事なのですが、この予測変換が出てくることによって、そこに自分の感覚を寄せてしまうと、個別のデータから顕在化してくる大事なデータが、一般化されて見えなくなってしまうことが危惧されます。保育の領域でよく使われるテクニカルタームですが、気になることは、言葉にして、それをどうやって専門的な言葉に洗練していくのかということをして、プロセス評価だけではなくて、つまり今動いている事例だけではなくて、先行する各児童相談所のケースなどで、アウトカム評価、終結したケースについて事例検討をして、将来を見通すことができる、今自分が目の前で担当しているケースはどこに帰着しそうなのか、どんなプロセスをたどるのかということをして、他験事例として勉強する機会を設けていただくと、大事なマインドを育てながら、職員の方たちを大切にしていくことの方途になっていくかと思いますので、ご検討いただければと思います。

遠藤委員長：貴重なご意見本当にありがとうございます。

児童相談所副所長：ありがとうございます。

今、委員がおっしゃっていただいた知識とスキルが自分を守るというところは、児童相談所だけではなく、また本区だけではなく、公務員全体に言えることなのですが、職員の世代構成が、50代・60代のベテランの職員と30代後半・40代の職員数が少なく、20代・30代前半の職員が多くいるというような、砂時計型のピラミッドのような構成にどうしてもならざるを得ない状況があります。

特に委員がおっしゃっていただいた50代・60代は、職人的に、ここはこうなったらこの後はこうなってこうなって行くよという、経験に基づく第六感が働くのですが、その知識や経験をどうやって結晶化して、後進に伝えるかというような部分であるとか、あるいは若い職員は、ICTスキルはとても長けていて、また逆に長け過ぎていて、ほとんど自分で、今言われております「ChatGPT」もそうなのですが、自分の言葉でない違う機械が使った言葉が、いつの間にか自分の意見のようになってしまう恐れもあるぐらいの器用さを、逆に「危うい器用さ」を持ってしまっているというところもあります。そのところは児童福祉の最前線の児童相談所で、この言葉がいかにか大事か、あとその感覚をどうやって言語化してそれを継承させるのかというような部分については、今後の実践の中で、また踏まえながらご報告できればと思います。

児童相談援助担当課長：大変申し訳ございません。

先ほど資料第8号の4、支援の状況等、(3)里親の登録数のところで、登録総数17家庭と書いてあるところ、二重登録の方がいらっしゃるので実数は14家庭と申し上げましたが、実数は17家庭ということになっております。

なので、養子縁組里親は8家庭です。

この養育里親だけの方も8家庭という方になってございますので、私のほうで誤認をしておりました。

訂正させていただきます。

遠藤委員長：横堀先生、よろしくお願いいたします。

横堀委員：お時間が押していますので、短く2点ほど意見を申し上げます。

区児相として児相を立ち上げた強みを生かしていただきたい点が1点目です。

先ほど稲垣委員が言葉の使い方について、業務をつくりながら検討してよりよくしていくことをおっしゃっていましたが、都の管轄の時代とは違い、必要な意思決定がよりし易いのが区児相の強みであると考えます。また、区の色んなエリアと社会資源を理解している皆さんが理解を持って区内に働きかけるその強みを生かすのが、区児相のよさであると思いますので、その強みを生かして欲しいと願っています。

とは言いましても特に社会的養護にフォーカスしますと、区内だけで収まりがつかない社会的養護の広がりにつきましては、区外社会的資源との連携や東京都との連携・協働がかなり必要であると思います。

区内の皆様の連携力はもとよりですが、そのあたりの意識を確実に持っていただき、区児相としてどうするのかを考えて欲しいという点が2点目の意見です。

ありがとうございます。以上です。

遠藤委員長：ありがとうございました。なにかございますか。

児童相談援助担当課長：委員、ありがとうございます。

委員がおっしゃるように、文京区内里親家庭はあるのですが、社会的養護の資源というのがございません。

ということはやはり我々は、都の資源だったりを活用させていただきながらこういったお子さんを、安全な場所を確保していかなければいけないということなので、その辺りの連携力の強化は一つの大きな課題かと感じているところでございます。

遠藤委員長：はい、ありがとうございます。

それでは最後に、（仮称）こどもの権利に関する条例（素案）等について、富沢子ども施策推進担当課長よりご説明をお願いしたく存じます。

よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長：子ども施策推進担当課長の富沢です。よろしくお願いいたします。

文京区では、令和8年3月に（仮称）こどもの権利に関する条例の制定に向けて、令和6年度、7年度の2年間をかけて検討しているところでございます。

昨年度は、9月に条例の骨子を作成しまして、10月・11月に区民の方たちにウェブアンケートを行いました。

また、9月から12月にかけて子ども本人から、直接意見を聞く取り組みや啓発活動を行ったところでございます。

こういったところで出ましたご意見を踏まえまして、本年2月に条例の素案を作成しているところでございます。

今日お持ちした資料が非常に分量もあるのですが、昨年1年間の活動がまとまったものになってございます。

抜粋してご説明できればと思っております。

まず3ページ以降が、今年の2月にお示しした条例の素案となっております。

こちらの3の基本理念に関しましては、国連で採択されております、子どもの権利条約でも掲げられている4つの原則について示しているところでございます。

4ページをご覧ください。

4ページの4のこどもの権利は、こどもの権利の種類として17項目挙げているところでございます。

5ページをご覧ください。

9のこどもの意見等の表明と参加につきましては、特に大切になりますこどもの意見表明につきまして、基本的な考え方をまとめたところでございます。

続きまして6ページをご覧ください。

17のところでこどもの権利に関する施策の推進ということで記載しているのですが、具体的な推進体制といたしましては、7ページに掲げた4つの項目について、引き続き検討してまいるところでございます。

次に、8ページ以降が昨年実施いたしました、ウェブアンケートの結果となっております。

8ページの1の（4）で真ん中より少し下のところですが、こちらの表にあるとおり、こどもの学年などで5区分に分けて集計いたしまして、回収数は合計で8,712件となりました。

結果のところ1つだけご紹介いたします。

9 ページをご覧ください。

こどもの権利を知っていますかという質問です。

こどもの権利につきましては、小4以降の区分で、7割から8割になっております。

この中で、内容まで知っているとお答えいただいた方は、どの区分も、大体4分の1程度ということになってございました。

この後の25 ページまでアンケートの結果が続いてございます。

そのあと、26 ページ以降が個別のヒアリングや啓発活動の実績報告をつけてございます。

個々についておりますが、ここでは1 ページにお戻りいただいて、概要でご説明差し上げたいと思いますので、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

1 ページの3のこどもの権利に関する意見聴取及び啓発についてのところでございます。

(1) は、中高生の居場所施設として持っております、b-lab というところでの啓発、

(2) は、各区立中学の生徒会の皆さんによる中学生サミットというものがあるのですが、こちらとの連携であります。

(3) は児童館でのヒアリング、(4) は未就学児を対象とする子育て広場でのヒアリングです。

(5) は障害のあるこども向けの施設でのヒアリングを行いました。

ページをおめくりいただきまして、2 ページでございます。

2 ページの(6) は様々なイベントで啓発活動してきたところでございます。

(7) のこどもの権利推進リーダーにつきましては、区内の中高生を募集しましてリーダー会議を開催して、今年の秋を目途に条例の主に前文の部分を、こどもたちと一緒に作成していく取り組みを進めているところでございます。

5の今後のスケジュールですが、この連休明けの5月・6月に2回目のウェブアンケートを実施予定でございます。

そういった意見も踏まえまして9月に、この条例素案の修正版を作成し、10月にパブリックコメント等を実施いたします。

令和8年2月の文京区議会に最終案を提出しまして、4月から条例を施行していきたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。

遠藤委員長：ありがとうございました。

子ども施策推進担当課長より、(仮称) こどもの権利に関する条例(素案)等について、ご説明いただきました。

先に本日、ご欠席の佐賀委員より、事前にご質問をいただいております。

事務局よりご質問と回答のご共有をお願いいたします。

子育て支援課長：まず、ご質問の内容を説明いたします。

先ほど資料第6号、この部会の設置要綱(案)の第2条第2項(5)には、児童福祉審議会のもとで子どもの意見表明に関する権利擁護事業が実施されることが想定されています。

一方、資料、先ほど説明がありました、第9号の(仮称) こどもの権利に関する条例の7ページ、具体的な推進体制の③には、権利擁護委員の設置が記載されています。

このように、児童福祉審議会による権利擁護事業が先行して進められ、今後こどもの

権利条例の制定が予定されていることから、両者の区別を意識して施策を進めていただく必要があるように感じますが、いかがでしょうかというご質問をいただいております。

区側の回答といたしましては、佐賀委員のご質問の件につきまして、本区においてもそれぞれ区別して取り組んでまいります。

今、説明があった、資料第9号の（仮称）こどもの権利に関する条例に基づく、（仮称）こどもの権利擁護委員は、公的な第三者機関として、区の附属機関として設置する予定です。

職務内容としては、相談者への助言、支援状況の調査などを想定しています。

詳細は先行自治体の取組などを参考に今後検討を進めてまいります。

一方、資料第6号の児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護事業では、児童相談所の開設とともに、児童相談所等に関わりのあるこどもの権利侵害などに対し、中立的に調査を行うこどもの権利擁護調査員を、弁護士2名の方に依頼をしました。

さらに、本年10月1日からは、こどもの意見表明等支援事業の開始のため、区独自に弁護士10名の方によるこどもの意見表明等支援員の設置準備を進めてまいります。

開始当初は月2回の頻度で文京区児童相談所の一時保護所を訪問し、こどもが意見を表明できる機会を整備してまいります。

ただいまの説明については準備を進めているため、詳細は今後の児童福祉審議会等でご説明、ご報告をさせていただきます。

以上です。

遠藤委員長：ご共有ありがとうございました。

改めまして、資料第9号、（仮称）こどもの権利に関する条例（素案）等の具体的な議論につきましては、文京区子ども・子育て会議で行っております。

このことについてご質問などございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、オンラインでご出席の委員の皆様の順でご発言をお願いできればと思います。

川松委員：ご説明ありがとうございました。

沢山のアンケートをされていたり、様々なヒアリングをされていて、さすが文京区などと、積極的にお子さんの声をすくい上げていくという姿勢で取り組んでいらっしゃることは素晴らしいと思いました。

ヒアリングをしたり、アンケートしたお子さんたちに対するフィードバックが、どうなるのかなというのは少し気になります。

例えば、アンケートをとった結果はこうだったとか、分かりやすいリーフレットののようなものをつくって、それを広げていくとか、児童館などでフィードバックの会を持ったり、結果を掲示する、あるいはこんな権利条例ができましたという何か分かりやすいものをもとにフィードバックしていくとか、今度は返しの方を丁寧にしていただけたらと思います。

加えて、権利擁護の今のご説明ですけれども、権利擁護委員が設置されるということで、これも、素晴らしいことだと思いますが、それが子どもたちに伝わっていないと意味がないので、その周知の仕方であるとか、身近に相談しやすい、アクセスしやすい、そういう仕組みづくりをぜひしていただきたいと思います。また、児福審のほうに調査員の方を置かれて、加えて、意見表明等支援員を弁護士の方たちで確保されるということですが、区の権利擁護委員のほうにも、お子さんからの声が行く可能性もあり、相互にバッティングするというか、それぞれに対して、別々の領域のお子さんから声が

上がる可能性もあるので、やはり一定の整理が必要かと思います。

意見表明等支援員の方たちと、それから権利擁護委員の方たちとの、住み分けといたしますか、分かりやすい仕組みが図式化されたような整理をして、お子さんたちが認識ができるといいのかなと思いました。

子どもたちにとっては、分かりにくいと思うので、いろいろな場所があるということ自体は子どもたちにとってとても大事だけれども、こういうところもあるよというのが、分かりやすく伝えられると良いと思いました。

意見表明等支援員の方と子どもの権利擁護委員の方との協議の場も必要ではないかと思います。

措置されているお子さんや一時保護されているお子さん、あるいは児相が関わったお子さんには意見表明等支援員の方が今後関わる可能性がありますけど、それ以外の沢山いらっしゃるお子さんたちにとってのアドボケイターというのは、存在しないように思います。

子どもの意見を聴き取る取組というのが、前文を作成するための中学生のリーダーさんの集まりのようなのですが、子どもの声を聴き取っていくための、もっと幅広い、網の目を貼るような、学校のお子さん、保育園に通っているお子さん、児童館に来ているお子さん、様々なお子さんたちの声が拾い上げられるような、いろいろな意見を聞き取っていく日頃の取組が仕組みとしてできたらいいと感じました。

以上です。

子ども施策推進担当課長：まずこの1年間は、個別にお話を聞いたり、またウェブアンケートという形で、比較的大きな規模で実施いたしました。

ウェブアンケートは、お子さん全員にはがきが届くような形に送りまして、はがきについているQRコードからお答えいただくような形をとっておるところでございます。

ウェブアンケートに関しましては、それ単品でパンフレットを作る予定は今の時点ではないのですが、5月に2回目のウェブアンケートをとりますので、そのはがきや周知物の中には、1回目の結果はここから見れます、という形でフィードバックしていきたいと考えているところでございます。

それから、条例が成立した後の動きといたしましては、パンフレットのような分かりやすい啓発物は作っていききたいと考えてございます。

実際に作っていく段階でも、こどもの権利推進リーダーたちと継続的に進めまして、どのようなものでお伝えしたらいいかというのも一緒に話し合っていきたいと考えているところなので、しっかりと周知に努めていきたいところでございます。また、相談窓口の分かりやすさというようにところもあろうかと存じます。

6ページの13番で、「安心して相談できる環境づくり」という項目がございます。その中で、こどもが悩んでいることや困っていること等について、ためらわず気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるものとする、とありますが、この「ためらわず気軽に」というところは、条例の検討のプロセスの中で、後から入れ込んだ部分でございます。

アンケート等でも、お子さんの方から、相談したいけど、こんなことで相談していいのかと思ってためらってしまうなどといったご回答をいただきましたので、そういったところをまず条文からしっかりと書き込みまして、それに見合うような相談窓口をつくっていききたいと考えてございます。

先ほど委員からいただきました様々なアイデアにつきましては、相談窓口の整理や、

分かりやすく伝えることなど、これからの課題ということでしっかりと取り組んでいきたいと思います。

また、こどもがどこかに声をあげていただければ、そこからキャッチできるという点も、しっかりと対応していければと考えているところでございます。

また、日頃から声を聞いていく仕組み、これも非常に大切でございます。

まずは条例を作る中で、声を聞くことを、特に中高生の方に集まっていただいて、一緒に条文を作る中でやっております。

この集まりでも、単に条文を作るだけではなく、まずはこどもの権利について一緒に話し合いながら、理解を一緒に深めながら、そこから等身大の言葉を引き出したいと思い、今進めているところでございます。

以上でございます。

子育て支援課長：子どもの意見表明等支援員 10 名の方にもお願いをしているのですが、来月に 10 名の方と区側で打合せをする予定でございますので、今、委員からご提案があった内容につきましては共有させていただいて、どのように子どものほうに広めていけるかということも議題にさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

遠藤委員長：ご説明ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

上鹿渡委員：今、出ていたところですが、子どもが安心して相談できるという点はすごく大事であると思っています。

アンケート内で認知度も調べていただいている、そこが分かるようになっているのですが、相談する場所が分かっているにもかかわらず行かない子どもは多くいると思います。

それは子どもがそもそも信頼していなかったり、どういうことが起きるかも分かっていたり、怖かったりいろいろなことがあると思います。

そのときに、第3の家族という NP0 で、「寄り添わない支援」ということを言っている方がいて、これは子どもや中高生にはこの発想が大事ではないかと、それを聞いてから私も思っております。寄り添わないという言い方が、最初かなりびっくりしますが、「助けよう助けよう」と思って、近づこうとすればするほど、そこから遠ざかってしまうような子もいると思います。

そういう子がどうやったら、こういうところもあるのは知っているが、そこに行こうとする、そこで聞いてみようとするのか、工夫し取り組んでいる方がいます。

それを少し見たり、そういう発想を持っていただくと、大人が子どもたちも助けたり、助けたいと思って色々やればやるほど近づけなくなってしまう子がいて、そういう子たちはやはり、もうそれ以上関われなくなってしまう。

その子たちでも、そのまま放っておくとその後に困ってきて、1 番困ったら助けを求め、というようなことがあるのですが、そのもっと手前で、子どもが自分からアプローチできるような、自分から相談に行ってみようかなと思うような工夫というのはとても大事だと、第3の家族について知ってから思いました。ぜひそこもしてもらった後で、この認知度の部分も、「知っている」というのは当然、会って知っていないとそもそもつながらないので、その先で、行ってみようと思うかや、こういうのをどう思うかなども分かってくると、加えて実際行ってるのかどうかもです。

この認知度の割合には、子どもから1件も、相談が来ていませんとか、必ず来るときは大人を通してしかないとか、子どもから直の相談がないのであれば、あまり子どもにとっては、あるけれど全然使えない場所にしかなくなってないかもしれません。その辺りもいい形で今アンケートができて、次もあるというお話でしたので、何かできたりするといいなと思って聞いていました。

もう1点、別紙の1の対象の「こども」の言葉で「こども」というのは、18歳未満のこどもとこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人というの、18歳超えてもという意味合いで言っていることなのでしょうか。

このひらがな「こども」だと今は年齢を取り除く考えがあります。

18歳と一応言っているが、その後も「及び」のところで含むような定義になっているのかと思い、このあたりについて具体的にどういうことをイメージされてこのような書き方になっているのか、ぜひ、聞いてみたいと思いました。

子ども施策推進担当課長：先にこどもの定義でございしますが、国のこども基本法でも発達の途中にあるものという形で、必ずしも年齢で区切らないところになってございます。

我々も、この定義を考える上では、法の定義を踏まえています。

まず、ボリュームゾーンとしては、民法の18歳、未成年がこどもでもあります。

あとは、区の行政では、様々な取組の中で、様々な支援がございしますので、そういった中で、数字だけで区切るのは最善ではなく、分野ごとの考えの中で幅があるところがございます。

分かりやすいのは、高校生が18歳になった途端に、大人になってしまうのか、同級生なの点があると思いますが、あとは、場面であったり、支援の制度であったりの中で、柔軟に判断していくところになると考えています。

また、相談窓口の話ですが、まずは知っていただくことが1番大切と思っておりますので、窓口があるということをパンフレットであったり、利用したことのある子からの口コミなどもいいのかもしれないですし、様々な方法の中で広げていきたいと考えております。お話があったあまり押し売りをしないというのも含めて、その子によって、響くやり方があると思います。

我々としては、まずは軽く手に取っていただけるようなパンフレットであったり、それから学校等を通じて知っていただくとか、様々なやり方があるかと思っています。

周知につきましては、研究しながら進めていきたいと考えているところでございます。

遠藤委員長：ありがとうございます。

既に色々な工夫をされてきていると思いますけれども、まだ情報の収集の機会がございますので、ぜひ生かしていただければと思います。

それでは、時間が大分押してきておりまして、これに関してはまだ素案ということで、これからも多々ご意見頂戴できる機会があるかと思っていますので、こちらの話はここで打ち止めにさせていただきたいと思います。

そして本日の議題として予定しているものにつきましては、全て終了いたしました。

その他、何か、これだけはあるようなことを委員の皆様からありましたら、お願いしたいと思いますが、ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは最後に今後の日程について、事務局からご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：次回の会議日程につきましては、本日席上に配付をいたしましたA4横の補足資料をご覧ください。

事前にメールで共有させていただいておりますとおり、第2回目は令和8年1月20日火曜日、18時半からの開催を予定しております。

この資料の一番上が児童福祉審議会で、下の4つが部会の日程となっております。

開催通知につきましては、改めてお送りをさせていただきます。

次回の審議会では、第2回審議会までに各部会で審議した内容を部会ごとにご報告いただく予定でございます。次回も様々な意見を頂戴したいと存じます。

各部会の開催日程は、この2つ目から5つ目のとおりでございます。

なお、各部会の案件がない場合は、流会又は緊急の案件や部会開催まで日数が空く場合等は別途日程調整をさせていただきたく存じます。

また、本日の議事録につきましては、内容のご確認をいただくため、各委員に後日送付をさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

遠藤委員長：ありがとうございました。

ほかに特になければ、本日の審議会はこれで終了とさせていただければと思います。

長時間にわたりましてありがとうございました。

今後ともよろしくお願いいたします。

以上